

小樽市街路防犯灯ＬＥＤ改良費支援事業実施要綱

制定 令和６年４月２４日

(趣旨)

第１条 この要綱は、夜間における治安の維持及び交通の安全の確保に不可欠な施設である街路防犯灯（小樽市街路防犯灯助成規則（昭和３７年小樽市規則第１３号。以下「規則」という。）

第２条第２号に規定する街路防犯灯をいう。以下同じ。）の維持管理に、エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている商店街、自治会等に対し、その負担の軽減を目的として実施する小樽市街路防犯灯ＬＥＤ改良費支援事業に係る支援金（以下単に「支援金」という。）の支給に関し、小樽市補助金等交付規則（平成２７年小樽市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第２条 支援金の支給の対象となるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) ＬＥＤに改良する前の街路防犯灯（以下「未改良街路防犯灯」という。）を保有する町会その他の団体
- (2) 第５条第２項の規定による支援金の申請日時点において、未改良街路防犯灯を維持管理しており、かつ、支援金の受給後も引き続き当該維持管理を継続する意思があるもの

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、対象者から除くものとする。

- (1) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人
- (2) 第１０条第１項に規定する暴力団等
- (3) 前２号に掲げるもののほか、第１条に掲げる支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断するもの

(支援の対象)

第３条 市長は予算の範囲内において、対象者に対し、次に掲げる工事（以下「支援対象工事」という。）に要する費用（以下「工事費」という。）の一部を支援する。ただし、他の団体から同様の助成を受ける場合は、この支援金の対象外とする。

- (1) 未改良街路防犯灯をＬＥＤに改良する工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める工事

２ 工事費のうち次に掲げる収入又は費用がある場合は、その合計額を控除した全額をもって工事費とみなす。

- (1) 電気供給事業者が工事費の一部を負担したときは、その負担の額
- (2) 寄附金を受けたときは、その寄附金の額
- (3) 広告、標識等の街路防犯灯以外の目的を兼ねて改良したときは、その目的の為に要した額（支援金の額等）

第４条 支援金の額は、工事費の１０分の９以内とし、１灯当たりの支援金額について４万１、０００円を上限額とする。

- ２ 支援対象となる工事費については、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。
- ３ 支援金額に１００円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- ４ 支援金の支給は、１団体につき１回限りとする。

(支援金の支給申請)

第５条 支援金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、小樽市街路防犯灯

LED改良費支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 工事費の見積書（改良する街路防犯灯の灯数が明記されているもの）
- (2) 工事設計図書及び設置箇所図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和6年5月13日から同年9月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定による支援金の支給申請があった場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、その旨を小樽市街路防犯灯LED改良費支援金支給決定通知書（様式第2号。以下「支給決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な支援金の支給を行うため必要があると認めるときは、申請書に軽微な修正を加えて支援金の支給の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、支援金を支給しないことを決定したときは、その旨を小樽市街路防犯灯LED改良費支援金支給不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援事業の変更等）

第7条 支給決定通知書により通知を受けた対象者（以下「支援事業者」という。）は、支援金の支給決定後、支援事業の内容を変更し、若しくは支援事業を中止し、又は、廃止しようとする場合は、速やかに支援事業等変更・中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請の内容を調査し、相当の理由があると認めたときは、支援事業等変更・中止（廃止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 支援事業者は、支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（支援対象工事の完了の届出）

第8条 支援事業者は、支援対象工事を完了したときは、速やかに支援対象工事完了届（様式第6号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和6年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の領収書の写し
- (2) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の額の確定等）

第9条 市長は、前条に定める完了届の提出があった場合においては、その報告に係る支援事業の成果が支援金の給付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、支給すべき支援金の額を確定し、支援事業者に対し、小樽市街路防犯灯LED改良費支援金額確定通知書（様式第7号）により、その旨を通知するとともに、速やかに支援金を支払うものとする。

（暴力団等の排除）

第10条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）第

3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は支援事業者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に支援金を支給しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、支援事業者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る支給決定を取り消し、又は既に支給されている支援金の返還を命ずるものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、支援金の支給の申請に虚偽若しくは不正の事実があったとき、又は支援金を他の用途に使用し、その他支援事業に関して支給決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等の定め若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。